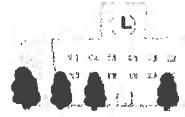


# 美しが丘西小学校 PTA設立準備委員会便り



平成 25 年 10 月 31 日  
横浜市立美しが丘西小学校  
校長 生出 宏  
美西小 PTA 設立準備委員会

第 7 号

～ 11 月総会に向けて② ～

## 今週の活動

総会の準備も着々と進んでいます。



10 月 29 日（火）10:15～PTA室にて、推薦委員会 3 名立ち会いのもと、新委員候補者の方々と顔合わせをすることができました。定員数 7 名の募集のところ、9 名の方から委員として活動していただけるとお申し出いただきました。

『できるときに、できるひとが、できることを』をスローガンに活動して参りましたので、想定していた人数を上回りますが、話し合いの結果、今回は 9 名全員の方に運営委員をお引き受けいただくことにいたしました。

多くの方に新委員会にご参加していただくことで、委員一人ひとりの負担が軽減され、掲げているスローガンに沿った無理のない活動となるのではないかと考えます。また、来年度以降も更に多くの皆様のご協力をいただけることを願っております。

## 規約の作成について～その 2

今回も規約案について情報をお伝えします。

### ◎新委員の人数構成について

委員長 1 名、副委員長 2 名以上、会計 3 名以上（保護者 2 名以上、教職員 1 名）、書記 3 名以上（保護者 2 名以上、教職員 1 名）で考えております。

総会において新委員候補者の方々をご紹介いたしますので、ご期待ください。

※昨年度 1 月より活動して参りました PTA 設立準備委員会は総会をもって任期を終了いたしますが、新委員の方々にこれまでの活動内容を引き継ぐために、今後もしばらくの間お手伝いし、来年度以降も活動がスムーズに進められるよう、サポートチームとしてお手伝いすることとなりました。新委員の方を皆様にご承認いただき次第、新委員の方を陰で支えていきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ◎総会成立について

今回のPTA設立準備委員会総会では、新委員会の規約(案)のご説明をし、ご理解いただいたあとに承認していただくこととなります。しかし、まず総会成立に際し、成立条件を満たす必要があります。元石川小学校、すすき野小学校の規約を参考にし、今回の総会の定足数を以下のようにさせていただきます。

○両校の規約では、総会成立について、次のように定められています。

⇒元石川小学校規約第16条「総会は、全会員の3分の1以上の出席があったとき成立します。但し、委任状を含めます。」

⇒すすきの小学校会則第7条5「総会の定足数は、全会員の3分の1とし、委任状は認めません。」

○第1回総会については、本校の家庭数（H25. 10.26現在651）に鑑み、

「総会は委任状の提出数を含め、全会員の3分の1以上の出席があったとき成立する」といたしました。

初回の総会のため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご承認いただく規約(案)では、第16条において以上のような内容を盛り込んでいます。以下にお示ししておきますので、後日お配りします『規約(案)・総会資料・総会のお知らせ』と合わせてご確認いただければ幸いです。

### 【規約(案)抜粋】

美しが丘西小学校 規約(案) 第16条

「総会は全会員の3分の1以上の出席があったとき成立します。但し、委任状を含めます。」と定めます。

